

第2期

有田圏域いのち支えあいプラン

概

要

版

一人ひとりがともに支えあい、
誰もが笑顔で暮らせる地域づくり



令和6年3月

有田市・湯浅町
広川町・有田川町

計画策定の経緯

「有田圏域いのち支えあいプラン」（以下、「本計画」）は、有田圏域内市町（有田市・湯浅町・広川町・有田川町）が共同で策定する、自殺対策計画です。

自殺は、過労、生活困窮、育児疲れや介護疲れ、いじめや孤立等の様々な社会的要因によって追い詰められた末の死だと考えられています。平成18（2006）年に自殺対策基本法が制定され、自殺は意思に基づく「個人的の問題」でなく「社会の問題」であり、誰にでも起こり得る危機だといわれています。

国を挙げて対策を進め自殺者数は減少傾向にありましたが、近年のコロナ禍で状況の変化が生じ、また依然として毎年2万人を超える水準です。有田圏域でも毎年10人以上の方が自ら命を絶っています。

有田圏域のすべての住民がかけがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、本計画を改訂し「第2期有田圏域いのち支えあいプラン」を策定しました。

計画の期間

本計画は、国の「自殺総合対策大綱」も踏まえ、令和6（2024）年度～令和10（2028）年度の5年間を計画期間として設定します。

令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
第1期有田圏域いのち支えあいプラン				
令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)
第2期有田圏域いのち支えあいプラン				

計画の位置づけ

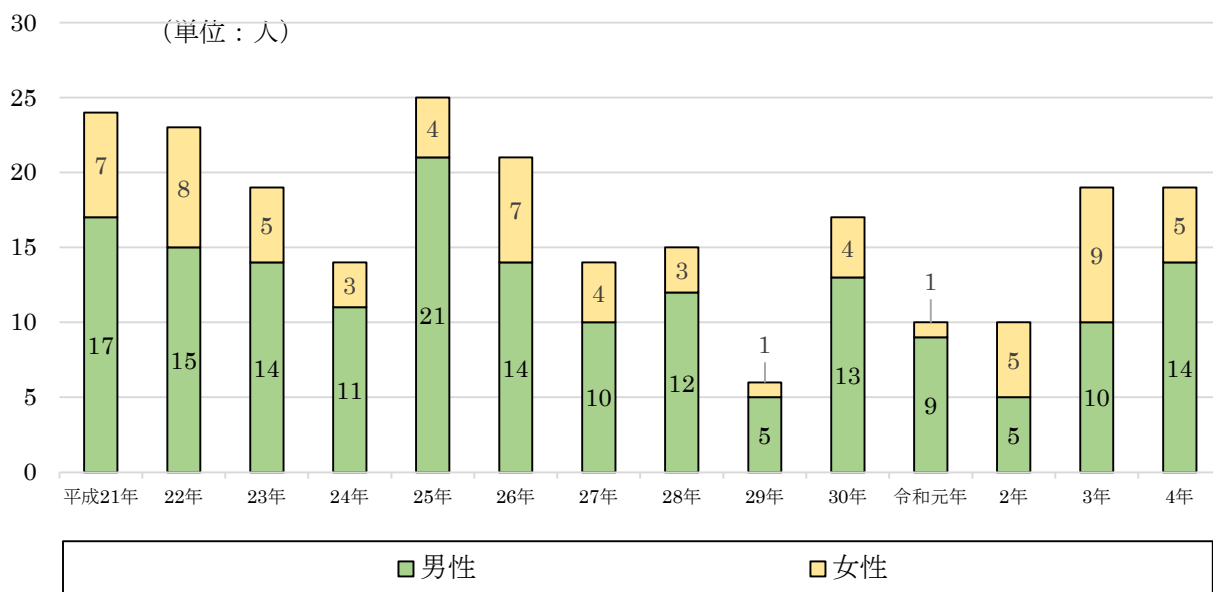
本計画は、有田圏域の各市町の最上位計画である総合計画の個別計画として位置づけるとともに、関連計画や国の「自殺対策基本法」「自殺総合対策大綱」及び和歌山県の「和歌山県自殺対策計画」と整合を図って策定しています。

自殺者数の推移

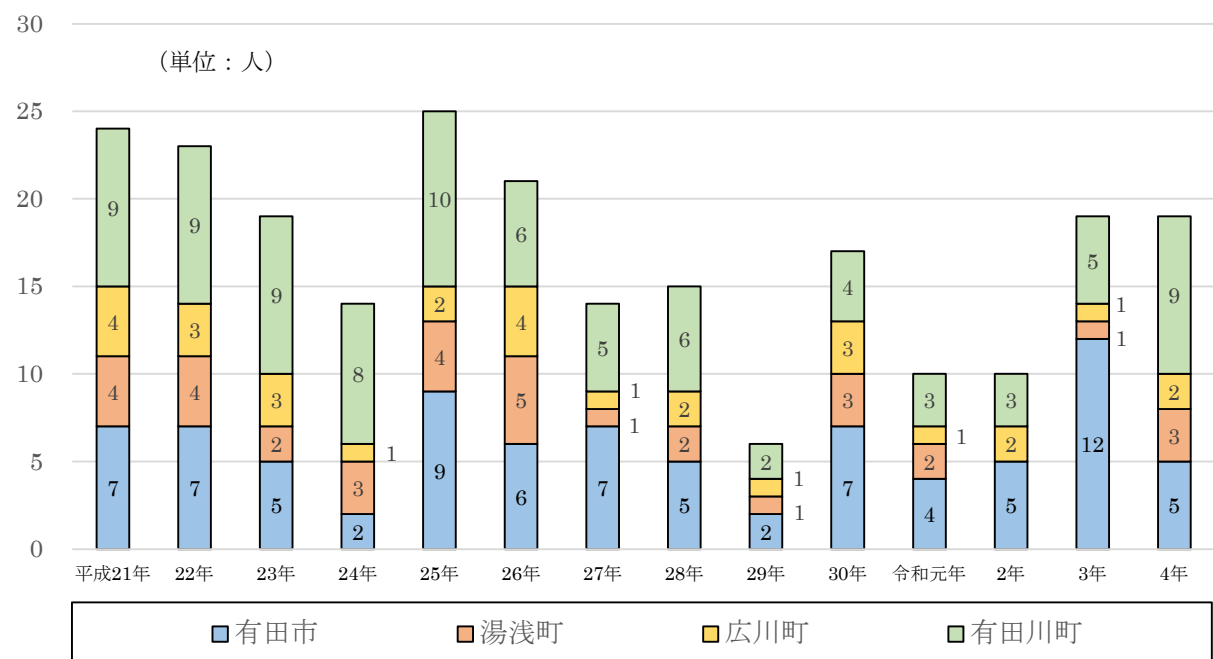
有田圏域

有田圏域では、自殺者数は減少傾向にありましたが、コロナ禍で増加に転じており、令和4（2022）年における自殺者数は19人となっています。

男女別でみると、男性の割合が多くなっており、女性の自殺者数は60歳以上の割合が多く、ここ数年は増加傾向にあります。



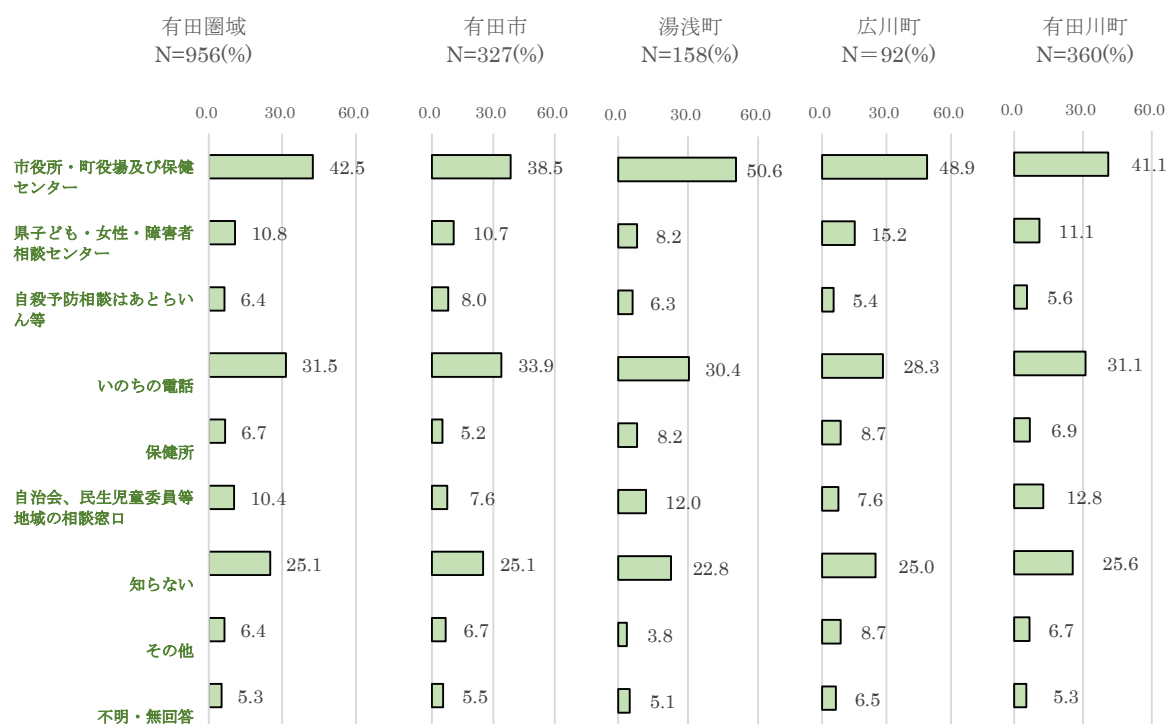
圏域の各市町の自殺者数についてみると、どの市町も増減しながら推移しており、平成29（2017）年に10人未満になりましたが、コロナ禍で人口の多い市町で増加傾向が見られます。自殺未遂者は自殺者の10倍以上いると言われており、生きることを支える支援として自殺対策を推進していくことが必要です。



アンケート結果から見る現状

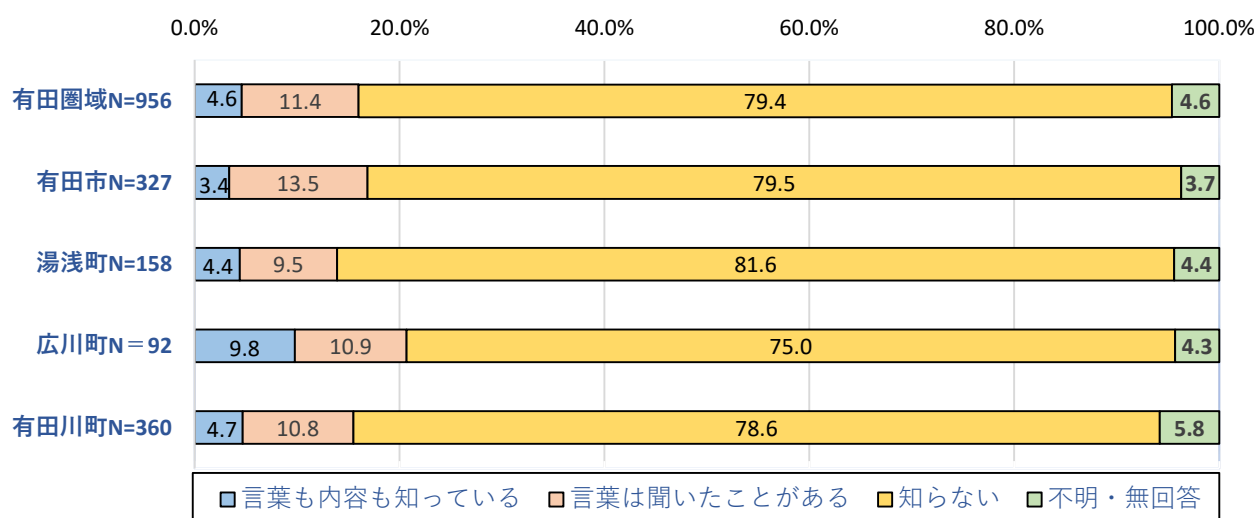
知っている相談先について

知っている悩みの相談窓口については、「市役所・町役場及び保健センター」が多くなっている一方で、相談窓口を知らないと答える人も多く、相談機関の周知が課題です。



「ゲートキーパー※」という言葉を知っていましたか

ゲートキーパーを知らないという人が8割弱おられるため、引き続きゲートキーパーの概念を広く普及・啓発することが必要です。



※ゲートキーパーについては、P7 に説明を記載しています。

計画の数値目標

国及び和歌山県の目標設定を踏まえつつ、有田圏域の実情を考慮して、計画期間を通じた平均自殺者数を以下のように定めます。

令和 6(2024)年から令和 10(2028)年までの年平均自殺者数を

10 人以下まで減少させる。

*平成 30(2018)年から令和 4(2022)年までの年平均自殺者数 **15 人**

有田圏域の自殺対策の課題

有田圏域の共通課題

- (1) 自殺対策の視点が浸透していない
- (2) ゲートキーパーの認知度が低く、対応できる人材が少ない
- (3) 相談窓口や支援機関の認知度が低く、悩みや不安を抱え込んでいる人がいると考えられる
- (4) 高齢者の自殺が多い
- (5) 女性や生活苦による自殺が多い



各市町の個別課題

- 有田市：就労者及び高齢者の自殺が多く、相談機関の認知度が低い
- 湯浅町：若年層の自殺が比較的多く、ゲートキーパーの認知度が低い
- 広川町：自殺に対する誤解がみられる
- 有田川町：専門の相談窓口につながりにくい

有田圏域いのち支えあいプランの施策体系

施策名	取組名
基本施策1 地域におけるネットワークの強化	1. 相談支援ネットワークの構築 2. 自殺対策関連会議の開催 3. 自殺対策に関連する連携体制の整備
基本施策2 自殺対策の人材育成	研修機会の充実
基本施策3 住民に対する啓発と周知	1. 生きることを促すための啓発 2. 広報媒体を活用した啓発の実施
基本施策4 生きることを促す支援の充実	1. 生きることの促進要因を増やす取組の推進 2. 生きることの阻害要因を減らす取組の推進 3. 自殺未遂者及び遺族に対する支援
基本施策5 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育	1. SOSの出し方に関する教育の実施 2. 児童・生徒の自殺リスクの軽減
重点施策1 高齢者に関する自殺対策	1. 包括的な自殺対策の推進 2. 高齢者の健康維持・増進に向けた取組の推進 3. 高齢者の社会参加の促進及び孤立の防止
重点施策2 女性や生活困窮者等に関する自殺対策	相談支援・生活支援の充実
有田市の個別取組 就労者や高齢者への自殺対策の推進	就労者や高齢者への相談や見守り体制の充実
湯浅町の個別取組 啓発の充実による若年層の自殺対策の推進	若年層に対する相談機関等の啓発の充実
広川町の個別取組 啓発を通じた自殺に対する正しい理解の促進	住民に対する自殺や自殺対策の啓発の充実
有田川町の個別取組 相談窓口の周知と知識の普及による自殺対策の推進	こころの健康に関する相談窓口の周知と知識の普及

あなたもゲートキーパーに

悩みを抱えている人に「気づき、声をかけ」「話を聴き」「必要な相談窓口につなぎ、見守る」人を「ゲートキーパー」と呼びます。

ゲートキーパーになるために特別な資格は必要なく、身近な人の不調に気づき、寄り添って支えることができれば、自殺予防につながります。（各市町にて、養成講座を実施しています。）

気づき、声かけ

家族や友人の変化に気づき、声をかけること。

自殺のサイン

表情が暗い、無表情

「どうせ自分なんていない方がいい」

元気がない、食欲がない、眠れない



つなぎ、見守る

早めに専門家に相談するよう促し、温かく寄り添い見守ること。

悩んでいる人に了解を得た上で、連絡する。
先方が対応できる日時、窓口名、担当者を確認。
紹介した後で、どうだったか「心配なので」連絡をする（欲しい）と伝える。
今後も相談にのることを伝える。

話を聴く（傾聴）

本人の気持ちを尊重し、耳を傾けること。

- ×相手の悩みを軽視する
- ×感情的な言葉をぶつける
- ×否定する



- うなずき、相槌をうつ
- ゆっくり話す



有田圏域の連絡先

相談内容	相談先	電 話
こころの健康	LINE@相談（和歌山県） のちのセーフティーラインわかやま	平日午前9時～午後5時 （祝日年末年始除く）
	こころの電話相談 （和歌山県精神保健福祉センター）	073-435-5192
	湯浅保健所	0737-63-4111 （代表）
	自殺防止相談はあとライン （和歌山県自殺対策推進センター）	0570-064-556
法律相談	司法書士総合相談センター （和歌山県司法書士会）	073-422-4272
性暴力被害	性暴力救援センター和歌山 「わかやま mine(マイン)」	073-444-0099
人権全般	人権ホットライン （和歌山県人権啓発センター）	073-421-7830
職業相談や紹介など	ハローワーク湯浅 （湯浅公共職業安定所）	0737-63-1144
男女の悩み、DV	和歌山県男女共同参画センター “りいぶる”	073-435-5246
ストーカー・DV	和歌山県警察本部	073-432-0110 （24 時間対応）
子どもに関わる悩み	児童相談所 虐待対応ダイヤル	189（いちはやく） （24 時間対応）
子ども、家庭、女性の 様々な悩み	子どもと家庭のテレフォン110番	073-447-1152
発達障害に関すること	発達障害者相談 （和歌山県発達障害者支援センター）	073-413-3200
非行・家出・いじめ など少年問題	ヤングテレフォン いじめ110番 （和歌山県警察本部）	073-425-7867
高齢者・その他	わかやま認知症なんでも電話相談 （和歌山県認知症支援協会）	0120-969-487
性的マイノリティに関す ること	和歌山県人権啓発センター	073-421-7830
外国人の悩み	和歌山県国際交流センター	073-435-5241 （多言語対応）

第2期有田圏域いのち支えあいプラン【概要版】

令和6年3月

発行・編集：有田市役所 市民福祉部 健康推進課
湯浅町役場 健康推進課
広川町役場 保健福祉課
有田川町役場 福祉保健部 健康推進課